

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める 政令案（概要）

令和4年3月環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室

1. 本政令案の趣旨

第204回通常国会において成立した瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（令和3年法律第59号。以下「改正法」という。）附則第1項において、同法の施行期日については、「公布の日（※）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」ととされており、本政令案は当該施行期日を定めるものである。

※改正法の公布日は令和3年6月9日

2. 本政令案の内容

改正法の施行期日を令和4年4月1日とする。

3. 今後の予定

閣議：令和4年3月29日